

次年度新役員で全力投球！
！臨時総会・新春懇親会を開催！

1月26日、令和2年度臨時総会ならびに、令和3年度新春懇親会を開催しました。新型コロナウイルス感染拡大により緊急事態宣言が発令され、WEBでの開催となりました。

臨時総会では、次年度の役員選出ならびに会長所信について承認、次年度正副委員長の委嘱ならびに出向者の人事についても満場一致で承認、可決されました。

総会後に新春懇親会が開催され、例年は各団体よりご来賓いただき、OB・OGの皆様にもご参加いただいておりますが、緊急事態宣言発令中ということもあり、新年のお祝いと昨年の活動報告をWEBを利用しVTRでメンバーのみにお披露目しました。また、永戸次年度会長より、挨拶と次年度の活動について説明があり、また正副委員長の委嘱について発表しました。WEBでの開催にも関わらず、メンバーの半数以上が参加し、良い

新年のスタートをきれ、次年度への歩みの一歩となりました。本年はメンバー同士の交流さえ難しく、思うようにできないことも多くあり、残念でなりません。今年度振り返り、次年度への歩みを止めることなく活動しております。この度の新春懇親会も、日頃よりご理解・ご協力頂いております皆様方に新年のご挨拶の場を設けることができず申し訳ないですが、緊急事態宣言解除後に、しっかりと活動できるように組織が発表されました。

参加者は 総会52名
 新春懇親会46名
 (総務委員会委員長宮永敏英)



新年度へ向けて青年部一同気合十分です!

理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	専務理事	副会長	副会長	副会長	副会長	会長	直前会長	相談役	監事	監事	令和3年度役員(敬称略・順不同)								
米田	山本	本岡	宮永	松野	長谷川	西村	中野	中川	高川	関口	杉浦	小林	窪田	岡田	大橋	井本	池澤	荒川	岡本	松下	手塚	竹内	金田	永戸	片平	佐々木	高田	岡崎	高田	高田
晋平	涉	卓也	敏英	剛	豪志	二郎	誠貴	佳祐	望	元記	賢人	健二	健司	裕子	光昭	聖	晋吾	良太郎	智哉	了介	一真	吉弘	潤	慎太郎	陽平	裕美	裕一郎	浩一郎		

会議所からのお知らせ

印刷物入札

当所より発注する印刷物に関し、競争見積を実施いたします。内容につきましては、前日にお問い合わせください。(当所会員限定)

- 日時 3月22日(月)10時
- 場所 加古川商工会議所 3階事務所
- お問い合わせ 総務管理課 TEL 079・424・3355

電子証明書商工会議所割引価格

商工会議所会員限定割引価格で電子証明書を手続きできます。

全国の商工会議所は会員の電子証明書取得を支援しています。電子証明書は、「インターネット上の身分証明書」に当たり、現実世界におけるパスポートや印鑑証明書のようなもので、認証局と呼ばれる第三者機関が持ち主の身元情報を認証し、発行しています。ネット上の「なりすまし」「改ざん」「事後否認」「盗聴」等を防止できるため、今日では「公共発注機関等への入札・調達手続き」「行政機関への各種届出手続き」「B to B電子商取引」などで幅広く活用されています。

商工会議所の会員向け支援制度は、日商が(株)帝国データバンク(ADB)とセコムトラスティシステムズ(株)と提携してあります。全国の商工会議所会員は両社の電子証明書を商工会議所会員料金(割引価格)で購入できる制度です。本制度を利用することで、ADBの場合通常料金から2000円、セコムの場合2000円(2年版)、3000円(3年版)が割引されます(料金は全て税抜)。

商工会議所会員料金の適用を受けるには所属商工会議所から「会員確認クーポン券」の発行を受けたいうえで、ADBまたはセコムに電子証明書の取得手続きをする必要があります。

※本制度の詳細は日本商工会議所ホームページを参照
<http://www.jcici.or.jp/it/toritsuqi.html>

●お問い合わせ 会員課
 TEL 079・424・3355



同一労働同一賃金への対応に向けて

正社員と非正規雇用労働者(短時間労働者・有期雇用労働者)の間の不合理な待遇差の解消が求められます。大企業ではすでに2020年4月1日から施行されていますが、中小企業でも2021年4月から施行されます。

事業主に求められること

- ①同じ企業で働く正社員と短時間労働者との間で、基本給や賞与、手当、福利厚生などあらゆる待遇について、不合理な差を設けることが禁止されます。
- ②事業主は、短期労働者・有期雇用労働者から、正社員との待遇の違いやその理由などについて説明を求められた場合は、説明をしなければなりません。

不合理な待遇差とは?

- ・短時間労働者・有期雇用労働者の待遇が、正社員との働き方や役割の違いに応じたものとなっているかがポイント
- ・待遇差が不合理なものか否か、原則となる考え方と主な具体例は以下のとおり

基本給

労働者の「①能力・経験」「②業績・成果」「③勤務年数」に応じて支給する場合は、①、②、③が同一であれば同一の支給をし、違いがあれば違いに応じた支給をする。

賞与(ボーナス)

賞与(ボーナス)であって、会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給するものについては、同一の貢献には同一の、違いがあれば違いに応じた支給を行わなければならない。

通勤手当

短時間労働者・有期雇用労働者にも正社員と同一の支給をしなければならない。

福利厚生施設

正社員と同一の事務所で働く短時間労働者・有期雇用労働者には、正社員と同一の

- ① 給食施設、② 休憩室、③ 更衣室の利用を認めなければならない。